

# 墓地、火葬場、納骨堂の許可申請について

(令和2年10月)

泉佐野市生活産業部環境衛生課

## 目 次

---

1	はじめに	・・・ 2
2	経営主体について	・・・ 3
3	申請の手順について	・・・ 5
4	墓地等の設置場所の基準について	・・・ 7
5	墓地等の構造設備基準について	・・・ 11
	（1）墓地について	・・・ 11
	（2）火葬場について	・・・ 13
	（3）納骨堂について	・・・ 13
6	標識の設置について	・・・ 15
7	説明会について	・・・ 16
8	墓地等の経営（変更）許可申請について	・・・ 18
	（1）墓地について	・・・ 18
	（2）火葬場について	・・・ 19
	（3）納骨堂について	・・・ 21
9	墓地等の廃止許可申請について	・・・ 24
10	みなし許可にかかる届出について	・・・ 25
11	工事完了の届出等について	・・・ 27
12	変更届について	・・・ 28
13	財務状況の報告について	・・・ 29

## 1 はじめに

---

平成 24 年 4 月に「墓地、埋葬等に関する法律」における大阪府の権限が市に移譲されました。近年、墓地に対する市民ニーズは多様化しており、従来の墓地に加えて、合葬式墓地や納骨堂の許可申請の増加が予想されるところです。移譲事務の執行にあたっては、こうした多様なニーズへの対応や、墓地等予定地の周辺住民とのあつれきの問題、墓地等利用者保護の観点から経営主体のあり方や永続性の問題、計画地周辺の生活環境との調和への配慮が求められます。

この冊子は、「泉佐野市墓地、埋葬等に関する法律施行条例」、「同法律施行細則」、「審査基準」、及び「指導基準」に規定されている許可申請に必要な手続きについてとりまとめたものです。

## 2 経営主体について

---

墓地等を経営しようとする者を条例第3条で次のように明確に規定しました。

### <条 例>

(墓地等の経営主体)

第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する法人(以下「宗教法人」という。)であって、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの
- (3) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)であって、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの

条例第3条の「ただし、市町が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるとき」を、審査基準で次のように規定しました。

### <審査基準>

- 1 墓地等の経営主体の基準(泉佐野市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第3条ただし書)

都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定による都市計画事業の施行、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による土地区画整理事業の施行等により泉佐野市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第12条第1項第3号に規定する共同墓地(以下「共同墓地」という。)を移転する等やむを得ない理由により、移転前の共同墓地と同じ区画数の共同墓地を新設しようとする共同墓地の経営者であること

また、審査基準で、墓地等を経営しようとする者には、経営基盤及びその管理体制が整っていることが必要であることを規定しました。

<審査基準>

2 墓地等の経営に係る基準

- (3) 安定的に継続して墓地等を経営するための十分な預貯金その他の資産があること。
- (4) 収入、支出の見込みが適切であること、過剰な借入れをしていないこと等資金計画が適切であること。
- (5) 墓地等の規模に応じた人員の配置及び墓地等の経営責任者、管理責任者、会計責任者等の職務の範囲等を定めた書類の作成等墓地等を適切に管理するための体制が整っていること。

### 3 申請の手順について

条例第 4 条	<b>標識の設置</b>	規則第 3 条、4 条 [説明会の 15 日以上前に設置]
条例第 4 条	<b>標識の設置の届出</b>	規則第 5 条
条例第 5 条	<b>説明会</b>	規則第 5 条 [100m 以内の建物（事務所、店舗、工場等）の使用者・管理者等への説明]  ○説明会開催の 1 週間前までに次の事項を記載した印刷物により周知 ・申請予定者の氏名、名称、住所（法人にあっては代表者の氏名） ・墓地又は火葬場の区別 ・墓地又は火葬場の名称及び所在地 ・敷地面積及び区画数（墓地） ・建築面積、延べ床面積及び階数（火葬場） ・工事の着手及び完了年月日 ・説明会の開催日時  ○説明会での説明内容（事前に周知したものを除く） ・設置の理由 ・構造設備の概要 ・維持管理の方法 ・設置又は拡張の工事の方法
条例第 5 条	<b>説明会の開催結果の報告</b>	規則第 6 条 ○添付書類 ・説明会対象者及び参加者名簿 ・予定地の周囲 100m 以内の区域の状況図面 ・説明会で配布した資料 ・意見提出があった場合、その写し（文書の場合に限る）
条例第 8 条 条例第 9 条	<b>経営許可申請 又は 変更（拡張）許可申請</b>	規則第 7 条、8 条
条例第 10 条 条例第 11 条	廃止許可申請 みなし許可に係る届出	規則第 9 条 規則第 10 条
	<b>許可</b>	

条例第 18 条	工事完了届	規則第 13 条
----------	-------	----------

条例第 18 条	工事完了検査	
----------	--------	--

(注) 納骨堂を経営する場合は、標識の設置及び説明会は不要。

#### 4 墓地等の設置場所の基準について

---

- (1) 墓地及び火葬場については、条例第12条第1条で住宅、病院及び児童福祉法に規定する児童養護施設その他これに類する施設から100m以上離れていることと規定されている。ただし、市町村の経営する墓地の拡張、宗教法人の経営する境内墓地の拡張、共同墓地の拡張をする場合であって、市民の宗教的感情に適合し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から市長が支障ないと認めるものはこの限りでないとして規定しています。
- (2) 墓地及び火葬場については、条例第12条第2項で飲料水を汚染する恐れのないところに設置するよう規定しています。
- (3) 墓地等の土地については、条例第12条第3項で自己所有であり所有権以外の権利が設定されていないことと規定しています。

##### <条例>

##### (墓地等の設置場所等の基準)

第12条 墓地及び火葬場は、住宅及び病院、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する児童養護施設その他これらに類する施設であって規則で定めるものの敷地から100メートル以上離れていなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 地方公共団体が経営する墓地及び火葬場について、当該墓地又は火葬場の需要に応じてその区域を拡張し、又は施設を設置しようとするとき。
  - (2) 宗教法人が経営する墓地について、当該宗教法人の宗教法人法第3条に規定する境内地内において、当該墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとするとき。
  - (3) 共同墓地(市の区域内に住所を有する者等の地縁に基づいて形成された団体により設置され、及び管理されている墓地をいう。)について、当該共同墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとするとき。
  - (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 墓地及び火葬場は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。
- 3 墓地等の土地については、当該墓地等の経営者(地方公共団体を除く。)が当該墓地等の土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものでなけ



ればならない。ただし、市長が当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。

条例でいう児童養護施設その他これらに類する施設については規則で次のように規定しています。

<規則>

(墓地及び火葬場の設置場所の基準)

第11条 条例第12条第1項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第36条に規定する助産施設、同法第37条に規定する乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第42条に規定する障害児入所施設、同法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設(入所施設を有するものに限る。)又は同法第44条に規定する児童自立支援施設(入所施設を有するものに限る。)
- (2) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)又は同法第2条に規定する助産所(入所施設を有するものに限る。)
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設、同条第12項に規定する障害者支援施設又は同条第27項に規定する福祉ホーム
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定する救護施設又は同条第3項に規定する更生施設
- (5) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設
- (6) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- (7) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が告示して定める施設

また、墓地等の経営の許可に関する審査基準で、次のとおり規定しています。

<審査基準>

墓地及び火葬場は、住宅及び病院、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する児童養護施設及びその他これらに類する施設であって、泉佐野市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第 11 条各号に掲げるものの敷地から 100 メートル以上離れていること。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、市町が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障ないと認めるときは、この限りでない。

ア 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定による都市計画事業の施行、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）の規定による土地区画整理事業の施行等により移転する等やむを得ない理由により、移転前の墓地又は火葬場と同じ区画数の墓地又は同じ規模の火葬場を新設しようとするとき。

イ 泉佐野市墓地、埋葬等に関する法律施条例第 3 条第 2 号に規定する宗教法人が、障壁等により区画されている境内地（本殿、拝殿、本堂等が存する一画の土地をいう。）を 20 年以上所有し、かつ、当該境内地内で当該宗教法人の檀家又は宗徒の需要に応じて墓地を新設しようとするとき。

ウ 泉佐野市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第 18 条第 2 項の規定により検査を受けて現に使用している墓地について、区画数を変更せずに当該墓地の経営を承継するとき。

また、墓地等の変更又は廃止の許可に関する審査基準で、次のとおり規定しています。

<審査基準>

墓地及び火葬場は、住宅及び病院、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する児童養護施設その他これらに類する施設であって、大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行細則第 12 条各号に掲げるものの敷地から 100 メートル以上離れていること。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、知事が府民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障ないと認めるときは、この限りでない。（泉佐野市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第 12 条第 1 項ただし書関係）

ア 地方公共団体が経営する墓地について、当該地方公共団体の住民の墓地の需要に応じその区域を拡張するとき。

イ 泉佐野市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第 3 条第 2 号に規定する宗教法人が、障壁等により区画されている宗教法人法第 3 条に規定する境内地を 20 年以上所有し、かつ、当該境内地内で当該宗教法人の檀家又は宗徒の需要に応じて墓地区域を拡張す

るとき。

ウ 泉佐野市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第 18 条第 2 項に規定する検査を受けて現に使用している墓地（障壁等により区画されている宗教法人法第 3 条に規定する境内地（20 年以上境内地の状態にあるものに限る。）内に存するものに限る。）について、当該墓地の経営を承継するための経営許可を受けて、当該境内地内において既存の区画数を変更せず、当該宗教法人の檀家又は宗徒の需要に応じてこれを拡張するとき。

エ 共同墓地について、当該共同墓地を設置し、及び管理している団体を形成している者の墓地の需要に応じその区域を拡張するとき。

オ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定による都市計画事業の施行、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）の規定による土地区画整理事業の施行等により墓地又は火葬場の施設の変更をする等やむを得ない理由により、変更前の墓地又は火葬場と同じ区画数の墓地又は同じ規模の火葬場とするとき。

また、条例第 12 条第 3 項の市長が当該墓地等の経営に支障がないと認める場合を、審査基準で次のとおり規定しています。

#### <審査基準>

墓地等の土地については、当該墓地等の経営者（地方公共団体を除く。）が、当該墓地等の土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。（泉佐野市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第 12 条第 3 号ただし書）

ア 国、地方公共団体、財産区等から共同墓地の土地を借り受けているとき。

イ 共同墓地の土地について、当該共同墓地を設置し、及び管理している団体の構成員が共有しているとき。

ウ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 11 項に規定するガス事業者、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 5 項に規定する水道事業者及び水道用水供給事業者等が、当該事業の目的を達成するために設ける電線、ガス管、水道管、下水道管等の施設、布設等をするために、墓地等の土地（自己所有地に限る。）に地役権等を設定しているとき。

## 5 墓地等の構造設備基準について

### (1) 墓地について

墓地の構造設備基準については条例第13条に規定しています。

#### <条例>

##### (墓地の構造設備の基準等)

第13条 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根
- (2) 個々の墳墓に接し、かつ、支障なく墓参をすることができる通路
- (3) 雨水等が停滞しないようにするための排水路
- (4) 墓地の規模に応じた管理事務所、便所、駐車場並びに給水及びごみ処理のための設備(墓地の付近にあるこれらのものを含む。)

2 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺的生活環境と調和するように配慮しなければならない。

また、審査基準で駐車場について、規定しています。

#### <審査基準>

##### 4 墓地の構造設備の基準

(3) 墓地の駐車場(墓地の付近にあるものを含む。以下同じ。)の構造は、次のいずれにも該当するものでなければならない。(泉佐野市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第13条第1項第4号)

ア 駐車場の収容台数については、墓地の区画数の約3パーセント以上確保されていること。ただし、墓参者がおおむね公共交通機関の利用者又は近隣住民である等の理由により、市町が墓地の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

イ 季節的な事情等により墓参のための自動車が混雑する場合は、臨時の駐車場を設けること。ただし、臨時バスの運行その他の自動車による墓参の代替え措置を講じている場合であって、市長が墓地の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

また、指導指針で通路幅、植栽について規定しています。

<指導指針>

(墓地の構造設備等に係る指導)

第3条 市長は、墓地を経営し、又は拡張しようとする者に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指導する。

- (1) 墓地の区域内の通路の幅は、原則として120センチメートル以上（墓地の区域内の土地の形状等により120センチメートル以上とすることが困難である場合にあっては、90センチメートル以上）とすること。
- (2) 敷地面積が1ヘクタール以上の墓地にあってはその敷地内に植栽した区域を30パーセント以上、敷地面積が1ヘクタール未満の墓地にあってはその敷地内に植栽した区域を15パーセント以上確保すること。
- (3) 植栽する樹木等の種類及び高さについては、周辺の景観等との調和に配慮すること。

2 市長は、墓地の経営者に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指導する。

- (1) 墓地の名称及び所在地並びに経営者及び管理者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先並びに経営の許可番号及び許可を受けた墓地の区域について、管理事務所その他墓参者等が見やすい場所に表示すること。
- (2) 給水施設の水が飲用に適さない場合は、当該給水施設の給水栓に当該給水施設の水が飲用に適さない旨の表示を設置すること。

なお、条例第13条第1項の市町が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときについては、審査基準で規定しています。

<審査基準>

4 墓地の構造設備の基準

- (1) 墓地には、外部から墳墓を見通すことができないようにするために障壁又は密植した垣根を設けること。ただし、墓地の土地の形状等により外部から墳墓を見通すことができない場合にはこの限りでない。（泉佐野市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第1項ただし書）
- (2) 墓地には、雨水等が停滞しないようにするための排水路を設けること。ただし、墓地から自然排水ができ、かつ、近隣地域、河川等に支障がないと認められる場合はこの限りでない。（泉佐野市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第13条第1項ただし書）

(2) 火葬場について

火葬場の構造設備基準については条例第 15 条に規定しています。

<条例>

(火葬場の構造設備の基準)

第15条 火葬場には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 外部から火葬場を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根
- (2) 防臭及び防じんに対し十分な能力を有する火葬炉
- (3) 収骨室
- (4) 収骨容器等を保管する設備
- (5) 残灰庫
- (6) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合室、便所並びに給水及びごみ処理のための設備
- (7) 霊安室

なお、条例第 15 条第 1 項の市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときについては、審査基準で規定しています。

<審査基準>

5 火葬場の構造設備の基準（泉佐野市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第 15 条ただし書）

火葬場には、外部から火葬場を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根を設けなければならない。ただし、火葬場の土地の形状等により外部から火葬場を見通すことができない場合はこの限りでない。

(3) 納骨堂について

納骨堂の構造設備基準については条例第 14 条に規定しています。

<条例>

(納骨堂の構造設備の基準)

第14条 納骨堂には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 出入口の扉を施錠するための設備
- (2) 堅ろうな外壁及び屋根
- (3) 消火又は防火のための設備
- (4) 換気のための設備
- (5) 納骨堂の規模に応じた管理事務所、便所、駐車場並びに給水及びごみ処理のための設備(納骨堂の付近にあるこれらのものを含む。)

## 6 標識の設置について（条例第4条、規則第3条、規則第4条）

---

墓地もしくは火葬場を設置又は拡張しようとするものは、その設置又は拡張の計画の周知を図るため、説明会を開催する15日以上前にその予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければなりません。

なお、標識の設置の期間は、工事の完了する日までとします。

<標識の様式> 様式第1号

<標識の設置の届出書>

- ① 標識設置届出書（様式第2号）
- ② 設置又は下記長の予定地の周囲100m以内の区域を明らかにした図面
- ③ 標識を設置した場所を明らかにした位置図
- ④ 標識の設置の状況を明らかにした写真



## 7 説明会について<条例第5条、規則第5条、規則第6条>

---

墓地若しくは火葬場を設置又は拡張しようとするものは、その設置又は拡張の計画の周知を図るため、その予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等に対し、説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に届け出なければなりません。

なお、説明会の開催にあたっては、墓地もしくは火葬場を設置又は拡張の予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等の参集の便を考慮して日時及び場所を定めなければなりません。

### (1) 説明会開催の周知について

説明会開催の1週間前までに印刷物を配布する等適切な方法で行わなければなりません。周知する項目は、次の項目です。

- ① 申請予定者の氏名又は名称及び住所地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 墓地又は火葬場の区別
- ③ 墓地又は火葬場の名称及びその設置又は拡張の予定地
- ④ 墓地にあっては、その設置又は拡張に係る敷地面積及び区画数
- ⑤ 火葬場にあっては、その設置又は拡張に係る建築面積、延べ床面積及び階数
- ⑥ 墓地又は火葬場に係る工事の着手及び完了の予定年月日
- ⑦ 説明会の開催を世手する日時及び場所

### (2) 説明会の内容について

説明会における説明の内容は次のとおりです。

- ① 申請予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 墓地又は火葬場の区別
- ③ 墓地又は火葬場の名称及びその設置又は拡張の予定地
- ④ 墓地にあっては、その設置又は拡張に係る敷地面積及び区画数
- ⑤ 火葬場にあっては、その設備又は拡張に係る建築面積、延べ床面積及び階数
- ⑥ 墓地又は火葬場に係る工事の着手及び完了の予定年月日
- ⑦ 墓地又は火葬場の設置又は拡張の理由
- ⑧ 墓地又は火葬場の構造設備の概要
- ⑨ 墓地又は火葬場の維持管理の方法
- ⑩ 墓地又は火葬場の設置又は拡張の工事の方法等

### (3) 説明会開催の結果の報告について

説明会の開催の結果の報告は次のとおりです。

- ① 説明会開催結果報告書（様式第3号）
- ② 説明会に参加した者に配布した資料
- ③ 墓地又は火葬場の設置又は拡張の予定地の周囲100m以内の区域の状況を明らかにした図面

- ④ 説明会対象者及び説明会に参加した者の名簿等
- ⑤ 説明会対象者の意見等を記載した書面が提出された場合にあっては、当該書面の写し

## 8 経営（変更）許可申請について

---

### (1) 墓地について

墓地の経営（変更）許可申請には次の書類が必要です。

- ① 墓地等経営許可申請書（様式第4号）又は墓地等変更許可申請書（様式第5号）  
委任状（申請手続きを行う者と申請者が異なる場合に限る。）
- ② 経営主体を明らかにするもの
  - ア 法人（地方公共団体を除く。）にあつては、その登記簿の謄本又は抄本（3か月以内のもの）
  - イ 地方公共団体の場合は条例又は条例案、民放法人の場合は定款、寄附行為、宗教法人の場合は規則
  - ウ 宗教法人の場合、法人の印鑑証明（概ね3か月以内のもの）、及び役員名簿（住所、氏名、任期を明記すること）
  - エ 共同墓地の場合、墓地管理組織の名簿（委員の氏名、住所、任期を明示したもの）、規約及び代表者の印鑑証明（概ね3か月以内のもの）
- ③ 墓地の経営（変更）に係る理由書（墓地使用希望者名簿等必要とする規模を具体的に証する参考資料の添付を求める場合があります。）
- ④ 今回、申請することについて、意思決定したことを証明する書類
  - ア 役員会等の議事録その他の墓地等の経営（変更）の許可の申請をすることに関する意思決定を証明する書類
    - 地方公共団体の場合は議決書の写し（議長及び市長の原本照合が必要）
    - 連立法人の場合、包括団体（本山）の承認書
  - ※ 議事録には、会議の日時、場所、役員数、出席した役員、墓地計画場所、規模、資金計画等が記載されており、署名捺印は実印で押印していること。
  - イ 役員会等の議事録に使用する印の印鑑証明書（概ね3か月以内のもの）
- ⑤ 墓地が永続的に維持管理されることを証明するもの
  - ア 墓地の経営（変更）に関する資金計画書（収入と支出の状況が対比して記載されていること。必要に応じて、貯金等の残高証明、融資証明書、財産目録の添付を求める場合があります。）
  - イ 墓地の管理及び使用の方法等について定めた書類
- ⑥ 申請地付近を明らかにした図面
  - ア 墓地の位置を明らかにした縮尺5000分の1程度の位置図
  - イ 墓地の周囲100m以内の区域の状況を明らかにした図面
  - ウ 墓地の区域を明らかにした図面
    - 変更の場合は、変更の内容を明らかにした図面
  - エ 地積図の写し

※ 転写者の氏名（捺印）、転写法務局名、転写年月日（概ね3カ月以内のもの）

⑦ 土地の権利関係を示すもの

ア 土地登記簿謄本（概ね3カ月以内のもの）

※ 自己所有地で、抵当権等が設定されていないこと。

⑧ 申請計画を明らかにしたもの

ア 墓地の構造設備を明らかにした図面

（ア）配置図（墓地期の区域、障壁又は垣根、管理事務所、便所、駐車場、給水及びごみ処理のための設備等の配置を明らかにした図面）

（イ）排水の経路図（矢印等で排水の経路を明らかにした図面）

（ウ）管理事務所の平面図及び立面図

（エ）便所、給水及びごみ処理のための設備の平面図及び立面図

（オ）障壁又は垣根の立面図及び平面図

（カ）墓地の各区画の寸法、墓地の区画内の通路の幅等を明らかにした図面

イ 丈量図（作成者名を明記すること）

ウ 墓地の土地と道路その他官公有地が隣接している場合にあっては、境界画定図の写し

エ 変更の場合、改葬を必要とする場合は、改葬の内容を明らかにした書類

⑨ 工事の工程表

⑩ 関係法令に係る許可書、申請書の写しその他関係法令による手続きの進捗状況を明らかにした書類（関係法令の対応状況一覧表及び手続済書類等の添付）

- ・宗教法人法（宗教法人の規則、本山の承認書等）
- ・農地法
- ・都市計画法
- ・宅地造成等規制法
- ・建築基準法
- ・砂防法
- ・大阪府自然環境保全条例
- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律
- ・森林法
- ・文化財保護法
- ・その他

(2) 火葬場について

火葬場の経営（変更）許可申請には次の書類が必要です。

◆ 火葬場の位置については、都市計画法上の計画決定上の計画決定等が必要。

① 墓地等経営許可申請書（様式第4号）又は墓地等変更許可申請書（様式第5号）

委任状（申請手続きを行う者と申請者が異なる場合に限る。）

② 経営主体を明らかにするもの

ア 法人（地方公共団体を除く。）にあつては、その登記簿の謄本又は抄本（3 ヶ月以内のもの）。地方公共団体にあつては火葬場に関する条例又は条例案。

イ 地方公共団体の場合は条例又は条例案、民法法人の場合は定款、寄附行為、宗教法人の場合は規則

ウ 宗教法人の場合、法人の印鑑証明（概ね3 ヶ月以内のもの）及び役員名簿（住所、氏名、任期を明記すること）

共同墓地の場合、墓地管理組織の名簿（委員の氏名、住所、任期を明示したもの）、規約および代表者の印鑑証明（概ね3 ヶ月以内のもの）

③ 火葬場の経営（変更）に係る理由書

④ 今回、申請することについて、意思決定したことを証明する書類

ア 役員会議の議事録その他の墓地等の経営（変更）の許可を申請することに関する意思決定を証するに足りる書類

地方公共団体の場合は議決書の写し（議長及び市長の原本照合が必要）

連立法人の場合、包括団体（本山）の承認書

※ 議事録には、会議の日時、場所、役員数、出席した役員、火葬場計画場所、規模、資金計画等が記載されており、署名捺印は実印で押印していること。

イ 役員会等の議事録に使用する印の印鑑証明書（概ね3 ヶ月以内のもの）

⑤ 火葬場が永続亭に維持管理されることを証明するもの

ア 火葬場の経営（変更）に係る資金計画書（収入と支出の状況が対比して記載されていること。必要に応じて、貯金等の残高証明、融資証明書、財産目録の添付を求める場合があります。）

イ 火葬場の管理及び使用の方法等について定めた書類

⑥ 申請地付近を明らかにした図面

ア 火葬場の位置をあきらかにした縮尺5000分の1程度の位置図

イ 火葬場の周囲100m以内の区域の状況を明らかにした図面

ウ 地積図の写し

※ 転写者の氏名（捺印）、転写法務局名、転写年月日（概ね3 ヶ月以内のもの）

⑦ 土地の権利関係を示すもの

ア 土地登記簿謄本（概ね3 ヶ月以内のもの）

※ 自己所有で、抵当権等が設定されていないこと。

⑧ 申請計画を明らかにしたもの

ア 火葬場の構造設備を明らかにした図面

（ア）配置図（火葬場、管理事務所、便所、駐車場、給水及びごみ処理のための設備等の配置を明らかにした図面）

(イ) 火葬炉、収骨室、収骨容器等を保管する設備、残灰車、霊安室、管理事務所、便所並びに給水及びごみ処理のための設備の平面図及び立面図

(ウ) 障壁又は垣根の立面図及び平面図

イ 変更の場合は変更の内容を明らかにした図面

ウ 丈量図（作成者名を明記すること）

エ 火葬場の土地と道路その他官公有地が接している場合にあっては、境界画定図の写し

⑨ 工事の工程表

⑩ 関係法令に係る許可書、申請書の写しその他県警法令による手続きの進捗状況を明らかにした書類（関係法令の対応状況一覧表及び手続済書類等の添付）

- ・宗教法人法（宗教法人の規則、本山の承認書等）

- ・農地法

- ・都市計画法

- ・宅地造成等規制法

- ・建築基準法

- ・砂防法

- ・大阪府自然環境保全条例

- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律

- ・森林法

- ・文化財保護法

- ・その他

(3) 納骨堂について

納骨堂の経営（変更）許可申請には次の書類が必要です。

① 墓地等経営許可申請書（様式第4号）又は墓地等変更許可申請書（様式第5号）

委任状（申請手続を行う者と申請者が異なる場合に限る。）

② 経営主体を明らかにするもの

ア 法人（地方公共団体を除く。）もあっては、その登記簿の謄本又は抄本（3ヵ月以内のもの）。

イ 地方公共団体にあっては納骨堂に関する条例又は条例案。民放法人の場合は定款、寄附行為、宗教法人の場合は規則

ウ 宗教法人の場合、法人の印鑑証明（概ね3ヵ月以内のもの）及び役員名簿（住所、氏名、任期を明記すること）

共同墓地の場合、墓地管理組織の名簿（委員の氏名、住所、任期を明示したもの）、規約及び代表者の印鑑証明（概ね3ヵ月以内のもの）

③ 納骨堂の経営（変更）に係る理由書

- ④ 今回、申請することについて、意思決定したことを証明する書類
- ア 役員会等の議事録その他の墓地等の経営（変更）の許可の申請をすることに関する意思決定を証するに足りる書類
- 地方公共団体の場合は議決書の写し（議長及び市長の原本照合が必要）
- 連立法人の場合、包括団体（本山）の承認書
- ※ 議事録には、会議の日時、場所、役員数、出席した役員、納骨堂計画場所、規模、資金計画等が記載されており、署名捺印は実印で押印していること。
- イ 役員会等の議事録に使用する印の印鑑証明書（概ね3ヵ月以内のもの）
- ⑤ 納骨堂が永続的に維持管理されることを証明するもの
- ア 納骨堂の経営（変更）に係る資金計画書（収入と支出の状況が大使して記載されていること。必要に応じて、貯金等の残高証明、融資証明書、財産目録の添付を求める場合があります。）
- 地方公共団体の場合は予算書の写し（議長及び市長の原本照合が必要）
- イ 納骨堂の管理及び使用の方法等について定めた書類
- ⑥ 申請地付近を明らかにした図面
- ア 納骨堂の位置を明らかにした縮尺5000分の1程度の位置図
- イ 地積図の写し
- ※ 転写者の氏名（捺印）、転写法務局名、転写年月日（概ね3ヵ月以内のもの）
- ⑦ 土地の権利関係を示すもの
- ア 土地登記簿謄本（概ね3ヵ月以内のもの）
- ※ 自己所有で、抵当権等が設定されていないこと
- ⑧ 申請計画を明らかにしたもの
- ア 納骨堂の構造設備を明らかにした図面
- （ア）配置図（納骨堂、管理事務所、便所、駐車場、給水及びごみ処理のための設備等の配置を明らかにした図面）
- （イ）納骨堂の平面図（出入口の扉を施錠するための設備、消火又は防火のための設備、喚起のための設備等の位置を明らかにした図面）及び立面図（外壁、屋根等の高さ、幅等を明らかにした図面）
- （ウ）管理事務所、便所並びに給水及びごみ処理のための設備の平面図及び立面図
- イ 変更の場合は変更の内容を明らかにした図面
- ウ 丈量図（作成者名を明記すること）
- エ 納骨堂の土地と道路その他官公有地が接している場合にあっては、境界面定図の写し
- オ 変更の場合、改葬を必要とする場合は、改葬の内容を明らかにした書類
- ⑨ 工事の工程表
- ⑩ 関係法令に係る許可書、申請書の写しその他関係法令による手続きの進捗状況を明

らかにした書類（関係法令の対応状況一覧表及び手続済み書類等の添付）

- ・宗教法人法（宗教法人の規則、本山の承認書等）
- ・農地法
- ・都市計画法
- ・宅地造成等規制法
- ・建築基準法
- ・砂防法
- ・大阪府自然環境保全条例
- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律
- ・森林法
- ・文化財保護法
- ・その他



## 9 廃止許可申請について

---

墓地等の廃止許可申請には次の書類が必要です。

- (1) 墓地等廃棄初夏申請書（様式第6号）
  - 委任状（申請手続きを行う者と申請者が異なる場合に限る。）
  - 法人の印鑑証明（概ね3ヵ月以内のもの）
  - 共同墓地の場合は、代表者の印鑑証明（概ね3ヵ月以内のもの）
- (2) 墓地等の廃止に係る理由書
- (3) 条例、寄附行為、役員会等の議事録その他の墓地等の廃止期の許可を申請することに関する意思決定を証するに足りる書類及び役員会などの議事録に使用する印の印鑑証明書（概ね3ヵ月以内のもの）

地方公共団体にあつては墓地等に関する条例又は条例案。民放法人の場合は定款、寄附行為。

宗教法人の場合、規則及び役員名簿（住所、氏名、任期を明記すること）

共同墓地の場合、規約及び墓地管理組織の名簿（委員の氏名、住所、任期を明示したもの）
- (4) 申請地付近を明らかにした図面等
  - ① 墓地等の位置を明らかにした縮尺5000分の1程度の位置図
  - ② 現況図（申請区域を明らかにした図面）
  - ③ 地積図の写し

※ 転写者の氏名（捺印）、転写法務局名、転写年月日（概ね3ヵ月以内のもの）

  - ④ 丈量図（作成者名を明記すること）
  - ⑤ 墓地等及びその付近の状況を明らかにした写真
- (5) 改葬を必要とする場合は、改葬の内容を明らかにした書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市町が必要と認める書類

みなし許可に係る届出書には、次の書類が必要です。

<墓地等を新設(変更)する場合>

- (1) みなし許可に係る届出書(様式第7号その1又はその2)  
委任状(届出手続を行う者と届出者が異なる場合に限る。)
- (2) 認可書又は承認書の写し
- (3) 経営主体を明らかにするもの
  - ① 法人(地方公共団体を除く。)にあっては、その登記簿の謄本又は抄本(3ヵ月以内のもの。)
  - ② 地方公共団体にあっては納骨堂に関する条例又は条例案。民放法人の場合は定款、寄附行為、宗教法人の場合は規則
  - ③ 宗教法人の場合、法人の印鑑証明(概ね3ヵ月以内のもの)及び役員名簿(住所、氏名、任期を明記すること)  
共同墓地の場合、墓地管理組織の名簿(委員の氏名、住所、任期を明示したもの)、規約及び代表者の印鑑証明(概ね3ヵ月以内のもの)
- (4) 墓地の経営(変更)に係る理由書
- (5) 墓地が永続的に維持管理されることを証明するもの
  - ① 墓地の経営(変更)に係る資金計画書(収入と支出の状況が対比して記載されていること。)  
地方公共団体の場合は予算書の写し(議長及び市長の原本照合が必要)
  - ② 墓地の管理及び使用の方法等について定めた書類
- (6) 申請地付近を明らかにした図面
  - ① 墓地の位置を明らかにした縮尺5000分の1程度の位置図
  - ② 墓地にあっては、その区域を明らかにした図面  
変更の場合は、変更の内容を明らかにした図面
  - ③ 地積図の写し  
※ 転写者の氏名(捺印)、転写法務局名、転写年月日(概ね3ヵ月以内のもの)
- (7) 土地の権利関係を示すもの
  - ① 土地登記簿謄本(概ね3ヵ月以内のもの)
- (8) 計画を明らかにしたもの
  - ① 墓地の構造設備を明らかにした図面
    - ア 配置図(墓地の区域、障壁又は屋根、管理事務所、便所、駐車場、給水及びごみ処理のための設備等の配置を明らかにした図面)
    - イ 排水の経路図(矢印等で排水の経路を明らかにした図面)
    - ウ 管理事務所の平面図及び立面図

- エ 便所、給水及びごみ処理のための設備の平面図及び立面図
- オ 障壁又は垣根の立面図及び平面図
- カ 墓地の各区下記の寸法、墓地の区画内の通路の幅等を明らかにした図面
  - ② 丈量図（作成者名を明記すること）
  - ③ 墓地の土地と道路その他官公有地が接している場合にあっては、境界画定図の写し
  - ④ 変更の場合、改葬を必要とする場合は、改葬の内容を明らかにした書類
- (9) 工事の工程表

<墓地等を廃止する場合>

- (1) みなし許可に係る届出書（様式第7号その3）
  - 委任状（届出手続を行う者と届出者が異なる場合に限る。）
- (2) 認可書又は承認書の写し
- (3) 経営主体を明らかにするもの
  - ① 法人（地方公共団体を除く。）にあっては、その登記簿の謄本又は抄本（3 ヶ月以内のもの）。
  - ② 地方公共団体にあっては納骨堂に関する条例又は条例案。民放法人の場合は定款、寄附行為、宗教法人の場合は規則
  - ③ 宗教法人の場合、法人の印鑑証明書（概ね3 ヶ月以内のもの）及び役員名簿（住所、氏名、任期を明記すること）
    - 共同墓地の場合、墓地管理組織の名簿（委員の氏名、住所、任期を明示したもの）、規約及び代表者の印鑑証明（概ね3 ヶ月以内のもの）
- (4) 申請地付近を明らかにした図面等
  - ① 墓地等の位置を明らかにした縮尺5000分の1程度の位置図
  - ② 地積図の写し
    - ※ 転写者の氏名（捺印）、転写法務局名、転写年月日（概ね3 ヶ月以内のもの）
  - ③ 丈量図（作成者氏名を明記のこと）
  - ④ 墓地等の土地と道路その他官公有地が接している場合にあっては、境界画定図の写し
- (5) 土地の権利関係を示すもの
  - ① 土地登記簿謄本（概ね3 ヶ月以内のもの）
- (6) 工事の工程表

## 1 1 工事完了の届出等について

---

条例第 18 条において「墓地等の経営者は、正当な理由がある場合を除き、経営（変更）許可を受けた後 3 年以内に、当該許可に係る工事を完了しなければならない。また、経営（変更）の許可に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない、検査を受けた後でなければ、当該検査に係る墓地等を使用してはならない。」と規定されています。

工事完了の届出には次の書類が必要です。

- ① 墓地等工事完了届出書（様式第 9 号）
- ② 墓地等の構造設備を明らかにした図面
- ③ 墓地にあつては、その区域を明らかにした図面
- ④ 関係法令に係る許可書等の写し
- ⑤ 建築物について法令の規定により検査又は確認を必要とする場合にあっては、その検査又は確認を完了していることを証する書面の写し
- ⑥ 火葬場又は納骨堂にあつては、建物登記簿謄本
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市町が必要と認める書類

## 1 2 変更届について

---

墓地等の経営者は、次の事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければなりません。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 墓地等の名称及び所在地

変更の届け出は、次の書類が必要です。

- (1) 墓地等変更届出書（様式第8号）
- (2) 変更の内容を明らかにした書類

### 1 3 財務状況の報告について

---

墓地の経営者（法人（地方公共団体を除く。）に限る。）に対し当該墓地の経営の許可を受けた後、5年間、毎会計年度終了後4月以内に、当該墓地の経営状況等について墓地財務状況等報告書（別記様式）により市長に報告しなければなりません。

墓地財務状況等報告書には、次の書類を添付するものとします。

- (1) 墓地の土地登記簿謄本
- (2) 法人の登記簿謄本
- (3) 省令第7条第1項に規定する帳簿の写し
- (4) 当該墓地の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類の写し